

分考えられることから、今回の反省に立ち、濃厚接触者の認定など、現行の感染拡大防止策を早急に見直し、万全の対策を講じること。

3. 対策の核となる県の保健福祉環境事務所が、10月1日から再編され、4つの二次医療圏において分庁舎となることが予定されています。先のわが会派の代表質問における新型インフルエンザ対策についての質問に対し、10月1日以降は分庁舎にも「発熱外来」が設置されるとの答弁がありましたが、県が責任をもって地域における公衆衛生を担う立場から、県民からの相談機能を残すなど、分庁舎に最小限の保健所機能を確保すること。

2009年6月17日

民主・県政クラブ  
会長 吉村敏

